

# 東京大学音楽部管弦楽団

## チケット販売規約

第1版 令和2年12月3日

第2版 令和3年5月8日

第3版 令和3年10月30日

第4版 令和4年4月5日

第5版 令和5年4月19日



## 第一条(目的)

1. 本規約は、東京大学音楽部管弦楽団(以下「当団」という)の主催する演奏会に関し、当団が発券するチケット(以下「チケット」という)を、teket サイト、Eメール、FAX、または電話にて申し込んだ方(以下「申込者」という)、並びに購入契約が成立した方(以下「購入者」という)と当団の関係を定めるものとします。
2. 申込者並びに購入者は、本規約に定める事項及び、当団の定める感染症対策ガイドライン、並びに政府、地方自治体、ホール管理者等の定める規定に従うものとします。

## 第二条(券売)

1. 当団は、当団規定の発売日より、演奏会のチケットを販売します。
2. 当団は、Eメール、FAX、または電話での申込者の申し込み内容を基に、指定席販売の公演において、座席位置を指定します。teket サイトを利用した申込者は座席位置をご自身で指定することができます。
3. 残席数が少ない場合などには、お申し込み時のご希望に沿えない場合がございます。
4. チケット販売開始後に、政府やホール管理者からの要請により公演形態に変更が生じた場合、当団はチケットの販売を停止します。

## 第三条(チケットの申し込み)

1. 申込者は、teket サイト、Eメール、FAX、または電話を用いてチケットの申し込みをすることができます。
2. チケットの購入契約は、チケット代金が支払われた時に成立するものとします。

## 第四条(チケット代金の支払い)

1. 申込者は、当団の定める期日までに、チケット代金を所定の方法で支払う必要がございます。
2. 期日までに代金の全部の支払いがなされない場合、当団は申し込みが撤回されたものとみなすことができます。
3. 期日までに代金の一部の支払いがなされず、当団が、申し込みが撤回されたとみなした場合、申込者は当団に既に支払った代金(以下「支払額」という)から手数料を差し引いた額の返金を請求することができます。

#### **第五条(チケットの引き渡し)**

1. teket サイトを利用した購入者には、teket サイトより電子チケットが引き渡されます。Eメール、FAX、または電話を利用した購入者には、購入契約の成立後一定の期間内に、当団がチケットを引き渡します。
2. 前項の引き渡しが行なされない場合、購入者は当団に連絡の上、チケット購入をキャンセルし、当団に支払額全額の返金を請求することができます。
3. 申し込み内容の不備など、申込者の責に起因して正常な引き渡しが行なされない場合、当団は一切の責任を負いません。

#### **第六条(公演の中止)**

1. 天災、事変、火災、停電、輸送手段の混乱その他の非常事態が発生し、または、発生する恐れを理由とする公演の中止において、当団は一切の責任を負いません。
2. 前項の規定に関わらず、COVID-19(新型コロナウイルス)の影響により当団が公演の中止を決定した場合、購入者は支払額から手数料を差し引いた額の返金を請求することができます。

#### **第七条(チケット購入のキャンセル)**

本公演では、第十条に規定される場合を除き、原則としてチケット購入後のキャンセルは承りません。

#### **第八条(紛失等)**

本公演のチケットを紛失された場合、チケットの再発行に応じかねることがございます。

#### **第九条(個人情報の取り扱いについて)**

当団は、チケット購入契約に必要な範囲で申込者の個人情報を収集します。

## 第十条(感染症対策)

1. 公演当日、体調のすぐれない購入者のご入場をお断りさせていただくことがございます。この場合、チケットの提示と引き換えに支払額全額を返金いたします。
2. 体調不良を理由としてご来場をお控えになる購入者には、チケット購入後であってもキャンセル・返金の対応を致します。このうち teket サイトを利用した購入者は、当該公演日までに teket サイトからのキャンセル手続きを行った上で、支払額から手数料を差し引いた額の返金を請求することができます。Eメール、FAX、または電話を利用した購入者は、当該公演日の1週間後までに連絡した上で、支払額から手数料を差し引いた額の返金を請求することができます。

## 第十一条(規約の変更等)

1. 本規約は、目的の範囲内において変更されることがございます。変更にあたっては[演奏会特設サイト](#)にて告知いたします。
2. 当団は、本規約に定める事項のほか、本規約の目的の範囲内において、個別に対応を執る場合がございます。

## 第十二条(公演形態の変更)

1. チケット販売開始後に、政府やホール管理者からの要請により、収容率や着席方法に変更が生じた場合は、当団は購入者の座席番号を変更することができます。
2. 前項によりチケット購入のキャンセルを希望する購入者への対応については、第七条に従うものとします。

## 附記

当団の感染症対策ガイドラインについては、[演奏会特設サイト](#)にて随時更新いたします。